

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（申請先）

東御市長

申請者 住 所

氏名（自署）

誓 約 書

東御市老朽危険空き家解体事業補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 東御市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書及び関係書類について、記載内容は事実と相違がなく申請要件を満たしています。
偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合、交付を受けた補助金の全額を返還します。
- 2 補助対象事業が完了した後の敷地について、適切に管理を行います。
- 3 所有権を有する者の全員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
また、東御市が必要に応じ、この事実確認のため長野県警察に照会することについて同意します。
- 4 補助対象事業の実施にあたり、補助対象の建物の共有者又は相続人全員から当該建物を解体、撤去及び処分することについての同意を得ており、補助対象事業の実施に関し共有者及び相続人の間で異議、紛争等が生じたときは、私の責任において解決し東御市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。
- 5 仕入税額控除対象の場合、消費税及び地方消費税を対象経費に含めていません。
なお、消費税及び地方消費税を対象経費に含めた場合においても、交付決定後から実績報告までの間で、仕入税額控除対象となることが明らかになった場合は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額により補助金の変更申請をします。また、補助金の確定後に、仕入税額控除の対象となることが明らかになった場合は、消費仕入控除税額が確定したときに、その額について補助金の一部を取り消すことに同意し、かつ、返還します。
- 6 補助対象事業の実施にあたり、公共事業等の補償の対象となっておりません。
- 7 補助対象事業の実施にあたり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。